0

昭和八年 No. 61

小作爭議調査表

(昭和九年六月分)

(日報第号一〇二号)

場所：京都郡行橋町大字大橋字新地

關係人員：地主 柏木勘八郎／小作人 出口武一郎

地主關係團体：十七

原因：小作人は昭和四年度旱魃に依り大山作付し為十作料入割減を要求したるも地主は三割減を容認し他に比較し均衡を失し又昭和五、六、七年合し相当減額方を交渉したるも地主は有耶無耶に葬り居りしを以て小作人は六月十五日衞藤鐵太郎に對し減額調停の申請を為す

發生：昭和八年七月十五日

終熄：昭和九年六月十五日

關係地種類面積：田三段五畝九歩

小作人關係團体：全農(本部巡行橋町支部)

要求事項：小作料減額要求

經過：昭和九年度の調停委員会を経たるも兩者の意見徹一致せず漸く六月十五日行橋小学校に於て開催の調停委員会に於て調停官斡旋の結果下記條件にて解決す

結果：
一、小作料三割減にて昭和九年より今十四年迄五ヶ年間小作せしむ但期間中両当事者にて協定の上更新す
二、四年度、五年度の未納小作米は現在納入しある部分を限度として全部を免除す
三、小作人は五年度小作料の未納の半額及七年度小作料は延納を認め一週間内に地主宅へ持参納入のこと、五年度未納は本年度秋収入のこと
四、昭和九年度は十ヶ年賦とし昭和九年より向う十ヶ年間に毎年十作料納入と同時に支払のこと

財團法人 協調會福岡出張所

結果	備考

2

解決す 六一号の解決條件のみ